

司法書士

---

レベルを体感！  
「記述式コンプリート攻略講座」模擬講義

---

れっく 東京リーガルマインド



0 001921 256316

SU25631



## 記述式コンプリート攻略講座



受講生の記述問題に対する不安		本講座の対応	コメント
不安① 事例の読み取りが苦手（時間がかかりすぎてしまう）	→	解き方編	問題を読むための戦略を提示します
		論点編	記述問題の仕掛け・トリックを多く知っておくことで、読み取りがしやすくなります
不安② 時間配分の戦略が分からぬ	→	本試験戦略編	本試験問題の年ごとに、戦略を伝授します。
不安③ 記述式の問題演習が不足している	→	解き方編	講座内で「繰り返しできる」大問を多く提供します。
		論点編	小問形式の問題により、解きやすく繰り返ししやすくなっています。
不安④ 記述の解法パターンが身についていない	→	論点編	「繰り返しできる」小問を数多く解くことによって、身につけられるようにしています
不安⑤ 申請書の作成ミスが多い	→	ひな形編	ひな形をプレッシャーをかけながら、アウトプットしてミスを洗い出します。
不安⑥ ケアレスミスが多い	→	戦略編	多くの問題演習をして、自分のミスあぶりだしましょう

**POINT 1【ひな形編】 ひな形ミス、ゼロへ！記述ひな形ドリル集で効率的に暗記する！**

いくらなすべき登記ができていても、「申請書の表現のミスの積み重ねによって点数が伸びない」という点が記述式の怖いところです。ひな形集をただ眺めるだけでは、なかなか頭に入りません。とはいっても、申請書をすべて書き上げるのは手が疲れる上に、効率的とはいいません。これこそが、ひな形学習の難しさです。そこで【ひな形編】では、「重要部分を穴あきにした」記述ひな形ドリル集を配布します。書いててもよし、音読してもよし、「重要部分を」「何度も」繰り返しチェックできるようなひな形集になっています。さらに講義では、ひな形のポイントを解説するだけでなく、理論的な背景や横断的な整理を行い、知識の定着を図ります。ただの苦痛な暗記作業にならない効率的なひな形学習が可能です。

**POINT 2【記述論点編】 本試験特有の「論点・仕掛け・ギミック」を完全掌握することでスピードアップ！**

記述式試験では、択一問題の○×が分かっていても対応できない「本試験特有の記述論点・仕掛け・ギミック」が多くあります。いくらひな形の学習をしていても、論点が分かっていないとひな形が選択できませんし、また問題文の読み取りもできません。こうした「本試験特有の記述論点・仕掛け・ギミック」を先回りして知っておくと、点数が安定するだけでなく、事例の読み取りスピードが格段に上がります。【記述論点編】では、こういった要素を本試験問題・答練問題から抽出し、それを小問を形式にして紹介・解説していきます。小問形式なので、短時間で「問題文の読み取り→論点の把握→論点に対応したひな形の選択」までの実践を繰り返し訓練することが可能です。

**POINT 3【解き方編 答案構成／本試験戦略】 解き方・テクニック、本試験における「得点戦略」を伝授！**

【答案構成】の講義では、本試験レベルの問題・本試験問題を実況中継をしながら、記述のテクニック、気づきのコツ、論点想起法を伝授します。そして、それを実践するための宿題問題も数多く提供します。解き方・テクニックを学び、それを多くの問題で実践していくください。本試験では満点を取る必要はありませんが、いわゆる上乗せ点を記述式で稼ぐことが今の司法書士試験の合格トレンドです。【本試験戦略】では、過去の本試験問題や受験生の答案を詳しく分析し、どんな受験生も知りたい「どのような論点を取って」「どのような論点を逃げるのか」という本試験での現実的な戦い方についても説明します。こういった本番での嗅覚を養っていくことで実践的な記述力の完成を目指していきましょう。

**ひな形編 不登法****第1節 所有権保存**

所有権保存（1項1号）

◆キホンひな形◆ 所有権保存（1項1号前段）

■ 令2

(A建物の登記記録の概要)	(事実関係)
表題部 甲市北一丁目1番地 家屋番号 1番 (他の事項省略) 所有者 A	1. Aは、A建物を平成16年5月6日に建築した。 2. 平成17年9月24日、AとBは、A建物をBに売却する旨の売買契約を締結した。
※ 権利部の甲区、乙区は設けられていない	
登記の目的 所有権保存 <input type="checkbox"/> ① ○○市○○町○丁目○番○号 A 添付書類 住所証明情報（Aの住民票の写し） 代理権限証明情報（Aの委任状） <input type="checkbox"/> ② 申請 課税価格 金1,000万円 登録免許税 <input type="checkbox"/> ③ (登録税別表1.1.(1))	

※この申請とは別に、「所有権移転（原因 平成17年9月24日売買）」が必要となる。

&lt;上記の事例にて、Aが死亡し、Cが相続人であった場合（A名義で登記する場合）&gt;

登記の目的 所有権保存 <input type="checkbox"/> ④
---

&lt;解答&gt;

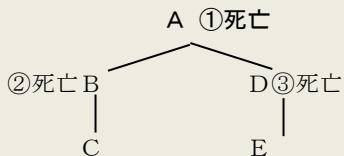
- ① 所有者
- ② 法第74条第1項第1号
- ③ 金4万円
- ④ 所有者 ○○市○○町○丁目○番○号（亡）A  
上記相続人 ○○市○○町○丁目○番○号 C

## ◆キホンひな形◆ 所有权保存(1項1号後段)

## ■ 令4

(甲建物の全部事項証明書の抜粋)	(事実関係)
所在 甲市甲町一丁目1番地1	1. 令和2年7月1日、Aは死亡した。Aの相続人は妻であるBのみである。
家屋番号 1番1	
種類 居宅	
(省略)	
所有者 A	
※ 権利部の甲区、乙区は設けられていない	
登記の目的 所有权保存	
所 有 者 ①	
○○市○○町○丁目○番○号 B	
添付情報 ②	
住所証明情報 (Bの住民票の写し)	
代理権限証明情報 (Bの委任状)	
法第74条第1項第1号申請	
課税価格 金1,000万円	
登録免許税 金4万円 (登録税別表1.1.(1))	

## &lt;キホンひな形の変形&gt; 所有者

事例	所有者
数次相続の場合  例) 表題部所有者 A  	所有者 ③ ○○市○○町○丁目○番○号 持分2分の1 C  ④ ○○市○○町○丁目○番○号 2分の1 E
表題部所有者の合併の場合  例) 表題部所有者 X株式会社 → Y株式会社に合併される	所有者 ⑤ ○○市○○町○丁目○番○号 Y株式会社 会社法人等番号 1234-56-789012 代表取締役 乙

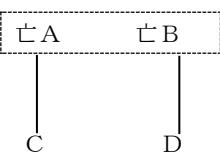
## &lt;解答&gt;

- ① (被相続人 A)
- ② 相続その他の一般承継による承継を証する情報Aの法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書等)
- ③ (被相続人 A)  
(上記相続人 B)
- ④ (被相続人 A)  
(上記相続人 D)
- ⑤ (被合併会社 X株式会社)

## ◆キホンひな形◆ 所有权保存(1項1号後段 保存行為)

■ 平18

(甲建物の全部事項証明書の抜粋) 表題部 (一部省略) 所有者 持分2分の1 A 持分2分の1 B 権利部の甲区、乙区は設けられていない	(事実関係) 1 A及びBは建築資金を半分ずつ拠出し、 甲建物を建築した。 2 その後、平成17年2月25日にAは死亡 し、その相続人はCのみである。 3 登記申請の依頼をしているのは、Cのみ である。
登記の目的 所有权保存 所有者 ○○市○○町○丁目○番○号 持分2分の1 B ① ○○市○○町○丁目○番○号 2分の1 C 添付書類 住所証明情報（B Cの住民票の写し） 相続その他の一般承継による承継を証する情報 (被相続人Aの法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書等) 代理権限証明情報（Cの委任状） 法第74条第1項第1号申請 課税価格 金1,000万円 登録免許税 金4万円（登録税別表1.1.(1)）	

事例	論点	直接、所有权「保存」登記名義人となる者の組合せ	登記の可否
表題部 所有者 		「亡A・亡B」	可
		「亡A・D」又は「亡B・C」	可
		「C・D」	可

&lt;解答&gt;

- ① (被相続人 A)  
(申請人)

## 所有権保存（1項2号）

## ◆キホンひな形◆ 所有権保存（1項2号）

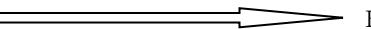
<p>表題部</p> <p>所有者 A 令和2年5月1日売買 ← B 令和2年6月1日訴え提起</p> <p>令和2年12月1日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: 0;"> <p style="text-align: center;">判決 被告は、原告に対し、 甲建物につき、令和2 年5月1日売買を原 因とする所有権移転 登記手続をせよ。</p> </div>	<p>(事実関係)</p> <p>1 令和2年5月1日、A及びBは、甲建物について売買契約を締結した。同日、Bは、Aに対し、売買代金全額を支払い、甲建物の引渡しを受けた。</p> <p>2 令和2年6月1日、Bは、Aが甲建物に関する登記手続に協力しないため、Aを被告として、上記事実関係1の売買契約に基づく所有権移転登記手続を求める訴えを提起した。</p> <p>3 令和2年12月1日、「被告は、原告に対し、甲建物につき、令和2年5月1日売買を原因とする所有権移転登記手続をせよ。」とする旨の判決が確定した。</p>
<p>登記の目的 所有権保存</p> <p>所 有 者 ○○市○○町○丁目○番○号 B</p> <p>添付情報 所有権を有することが確定判決によって確認されたことを証する情報 (①)</p> <p>住所証明情報（Bの住民票の写し）</p> <p>代理権限証明情報（Bの委任状）</p> <p>② 申請</p> <p>課税価格 金 1,000 万円</p> <p>登録免許税 金 4 万円（登録税別表 1.1. (1)）</p>	

- 登記原因証明情報を提供することは不要である（不登令7Ⅲ①）。63条1項の場合と異なり、確定判決を登記原因証明情報として提供するのではない。

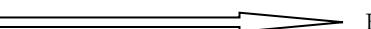
&lt;解答&gt;

- ① 判決謄本（又は正本）及び確定証明書  
② 法第74条第1項第2号

## ◆キホンひな形◆ 所有权保存（2項保存・敷地権あり）

<p>(敷地権付区分建物) ※保存登記なし 表題部 所有者 平成26年1月10日売買 A  B 1101号室 敷地権の表示 所有權 10,000分の20</p>	<p>(事実関係) 1 平成26年1月10日、B及びAは、別紙〇の建物及びその敷地権について売買契約を締結した。 2 建物の課税標準の額は金8,000万円、土地の課税標準の額は金25億5,000万円である。</p>
<p>登記の目的 所有权保存  <input type="checkbox"/> ①            所有者 ○○市○○町○丁目○番○号 B            添付情報 <input type="checkbox"/> ②            住所証明情報（Bの住民票の写し）            代理権限証明情報（Bの委任状）  <input type="checkbox"/> ③</p>	
<p>法第74条第2項申請            課税価格 <input type="checkbox"/> ④            登録免許税 <input type="checkbox"/> ⑤</p>	

&lt;敷地権が所有權・賃借権の場合&gt;

<p>(敷地権付区分建物) ※保存登記なし 表題部 所有者 平成26年1月10日売買 A  B 1101号室 敷地権の表示 所有權 10,000分の20 賃借権 10,000分の20</p>	<p>(事実関係) 1 平成26年1月10日、B及びAは、別紙〇の建物及びその敷地権について売買契約を締結した。 2 課税価格は、建物につき金5,000万円、敷地権（所有權）につき金586万7,000円、敷地権（賃借権）につき金380万7,000円とする。</p>
添付情報 <input type="checkbox"/> 登記原因証明情報 住所証明情報（Bの住民票の写し） 代理権限証明情報（Bの委任状） 敷地権登記名義人の承諾証明情報（Aの承諾書） 承諾証明情報（賃貸人の承諾書）（注） <p>法第74条第2項申請            課税価格 <input type="checkbox"/> ⑥            登録免許税 <input type="checkbox"/> ⑦</p>	

(注) 賃借権が譲渡できる旨の特約が登記されていないときに提供することを要する。

- ① 原因 平成26年1月10日売買
- ② 登記原因証明情報
- ③ 敷地権登記名義人の承諾証明情報  
(Aの承諾書)
- ④ 建物 金8,000万円  
敷地権 金510万円
- ⑤ 建物 金32万円  
敷地権 金10万2,000円  
合計 金42万2,000円

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ 建物 金5,000万円</li> <li>敷地権（所有權） 金586万7,000円</li> <li>（賃借権） 金380万7,000円</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 建物 金20万円</li> <li>敷地権（所有權） 金11万7,340円</li> <li>（賃借権） 金3万8,070円</li> </ul>       |
| 合計 金35万5,400円  |

## ひな形編 商登法

## 第1節 発行可能株式総数の変更

■ 超頻出 平18・平27・平31

1. 事 発行可能株式総数の変更  
 1. 登 平成〇年〇月〇日変更  
     発行可能株式総数 ○株  
 1. 税 金3万円 (登録税別表1, 24, (1)ツ)

## &lt;必要な手続き及びチェック事項&gt;

発行可能株式総数 の変更決議	<b>1 決議権限</b>
	株主総会（特別決議）で決議をしているか（会社466） ※ ①と同時であり、かつ、②の場合 （かつ、現に2以上の種類の株式を発行している場合を除く） → 取締役の決定（取締役会設置会社では取締役会決議）（会社184II）
	<b>2 決議内容</b>
	① 増加変更の場合 (③の場合) 発行済株式の総数の4倍を超えることができない（会社113III①）。 ② 減少変更の場合 発行済株式の総数を下すことができない（会社113II）。 ※ ④がある場合は、その分も発行可能株式総数から留保をしなければならない（会社113IV）。 ③ 発行可能株式総数の廃止できない（会社113I）

↓

種類株主総会決議	<種類総会決議が要求されるかチェック> 発行可能株式総数の「増加」をする場合（会社322I①へ・324II④） + ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合
----------	---

## &lt;必要な手続き及び添付書類&gt;

	添付書類	添付が要求される場合
発行可能株式総数 の変更決議	株主総会議事録 及び株主リスト ⑤	下記の例外を使わない場合 会社184IIの例外に基づいて決議をした場合
種類株主総会決議	種類株主総会議事録 及び株主リスト	「増加」変更で、かつ、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合

## &lt;解答&gt;

- ① 株式の分割
- ② 株式の分割の範囲内
- ③ 公開会社
- ④ 行使可能な新株予約権
- ⑤ 取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は 取締役会議事録

## 【登記事項証明書の内容の抜粋】

発行可能株式総数	1万株
発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更	普通株式 4 0 0 0 株 優先株式 6 0 0 0 株 1. 優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち年6分の剩余金の配当を受けるものとする。

## 【令和2年5月20日付け取締役会議事録記載の事実関係】

適法な機関において、下記の定款変更決議がされている。

## 発行可能種類株式総数を以下の数にする

普通株式 6 0 0 0 株

優先株式 6 0 0 0 株

## 1. 事 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更

## 1. 登 ○年○月○日

普通株式 6 0 0 0 株

優先株式 6 0 0 0 株

1. 優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち年6分の剩余金の配当を受けるものとする。

## 1. 税 金3万円（登録税別表1.24. (1) ツ）

□ 種類株式発行会社においては、発行可能株式総数のほか、発行可能種類株式総数を定款で定めなければならない（会108条2項）。

各種類の株式の発行可能種類株式総数の合計数が発行可能株式総数を超えてよいし、逆に、発行可能株式総数を下回ってもよい

会社法に、発行可能株式総数と発行可能種類株式総数との関係を定めた規定がないためである。

※ もちろん発行可能株式総数を超えて種類株式の発行が許されるものではない。

## 第2節 株式の分割

■ 頒出 平 18・31

1. 事 株式の分割	(種類株式発行会社の場合の「登記すべき事項」) 令和〇年〇月〇日次のとおり変更 発行済株式の総数 ○株
1. 登 令和〇年〇月〇日変更 発行済株式の総数 ○株	発行済各種の株式の数 普通株式 ○株 優先株式 ○株
1. 税 ①	

### <必要な手続き及びチェック事項>

株式分割の決議	1 決議権限 取締役会設置会社でない：株主総会（普通決議）（会社 183 II） 取締役会設置会社 : ②
	2 決議内容 ① ③ ② 発行可能種類株式総数の範囲内か
↓	
種類株主総会決議	<種類総会決議が要求されるかチェック>（会社 322 I ②） ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合
↓	
基準日公告	(注)

(注) 基準日の公告の期間が 2 週間に満たない場合でも、公告期間の瑕疵は株式分割の無効事由とならないために、株式分割の登記の申請は受理される（登記研究第 604 号 151 頁）

### <必要な手続き及び添付書類>

	添付書類	添付が要求される場合
株式分割の決議	取締役会設置会社でない → 株主総会議事録+株主リスト 取締役会設置会社 → 取締役会議事録	――
種類株主総会決議	種類株主総会議事録 及び株主リスト	ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合
基準日公告	④	

### <解答>

- ① 金 3 万円（登録税別表 1, 24, (1) ツ）
- ② 取締役会（会社 183 II）
- ③ 発行可能株式総数の範囲内か
- ④ × （注）公告をしたことを証する書面は添付書類として要求されていない [平 21-29-ア]

## 【登記事項証明書の内容の抜粋】

発行可能株式総数	1万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 4,000株
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に に関する事項	監査役設置会社

## 【令和2年5月20日付け取締役会議事録記載の事実関係】

## 第1号議案 株式の分割の件

議長は、令和2年5月15日午後5時現在の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する株式1株を2株に分割すること及び効力発生日を令和2年5月20日としたい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、出席取締役全員が賛成し、可決確定した。

## 第2号議案 発行可能株式総数の変更の件

議長は、第1号議案で可決された株式の分割が効力を生ずることを条件として発行可能株式総数を次のとおり変更したい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、出席取締役全員が賛成し、可決確定した。

発行可能株式総数 2万株

1. 事	株式分割	
	発行可能株式総数の変更	
1. 登	令和2年5月20日変更	
	発行済株式の総数 8,000株	
	同日変更	
	発行可能株式総数 2万株	
1. 税	金3万円（登録税別表1.24.(1)ツ）	
1. 添	取締役会議事録	1通
	委任状	1通

### 第3節 株式無償割当て ■ 平30

(登記記録) 発行済株式の総数	8,000 株
A種類株式	4,000 株
B種類株式	4,000 株
(決議内容) 平成21年7月2日付けで新たに株式を発行する方法により株式無償割当てを行い、A種類株式1株につきA種類株式1株を与える	
(補足) 申請会社は、自己株式 A種類株式を500株、B種類株式を500株所有している。	
1. 事	株式無償割当て
1. 登	平成21年7月2日変更
1. 税	① ②

<必要な手続き及びチェック事項>

無償割当の決議	1 決議権限
	取締役会設置会社でない：株主総会（普通決議）（会社186Ⅲ） 取締役会設置会社 : ③ ※ 決議機関について定款で別段の定めができるので注意（会社186Ⅲ）
2 決議内容	④
種類株主総会	<種類総会決議が要求されるかチェック>（会社322Ⅰ③） ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合
通知	

<必要な手続き及び添付書類>

	添付書類	添付が要求される場合
無償割当の決議	取締役会設置会社でない → 株主総会議事録+株主リスト 取締役会設置会社 → 取締役会議事録	定款で別段の定めがない場合
	定款 + 定款の定めによる機関での 決議を立証	定款で別段の定めをした場合
種類株主総会	種類株主総会議事録 及び株主リスト	ある種類の株式の種類株主に損 害を及ぼすおそれがある場合
通知	×	

<解答>

- ① 発行済株式の総数 11,500 株  
発行済各種の株式の数 A種類株式 7,500 株  
B種類株式 4,000 株
- ② 金3万円（登録税別表1, 24, (1)ツ）
- ③ 取締役会（会社186Ⅲ） ④ 発行可能株式総数、発行可能種類株式総数の範囲内か

## 第4節 株式の消却

■ 頻出 平25・令4

1. 事 株式の消却		
1. 登 令和〇年〇月〇日変更 ①	(種類株式発行会社の場合の「登記すべき事項」) 令和〇年〇月〇日次のとおり変更 発行済株式の総数 ○株 発行済各種の株式の数 普通株式 ○株 優先株式 ○株	
1. 税 ②		

<必要な手続き及びチェック事項>

株式消却の決議	1 決議権限
	③
↓	
株式失効手続	

<必要な手続き及び添付書類>

	添付書類	添付が要求される場合
株式消却の決議	取締役の過半数の一致があったことを証する書面（商登46Ⅰ） 又は 取締役会議事録（商登46Ⅱ）	—
株式失効手続	×	

<解答>

- ① 発行済株式の総数 ○株
- 会社が自己株式を消却しても、別途定款の変更手続をとらない限り、発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数は、減少しない。  
なお、定款に自己株式を消却した場合には消却した株式の数について発行可能株式総数が減少する旨の定めがある場合には、当該規定は有効である。
- ② 金3万円（登録税別表1、24、(1)ツ）
- ③ 取締役の決定（取締役会設置会社：取締役会決議）

## 論点編 不登法

### 第2節 所有権移転（包括承継・2回以上の相続おきる場合）

#### 設問01. ★

別紙1 甲土地の登記記録（課税標準：金2,374万6,000円）

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日	権利者その他の事項
2	所有権移転	平成24年8月29日 第8209号	原因 平成24年8月29日売買 所有者 埼玉県所沢市向陽町 2120番地 桜田誠

別紙2

昭和26年2月9日出生  
令和6年11月22日死亡  
(被相続人) 桜田誠

（昭和48年2月4日婚姻）

昭和28年2月4日出生  
平成16年1月3日死亡  
(妻) 桜田愛

昭和50年9月29日出生  
(長男) 桜田大智

昭和53年12月1日出生  
令和7年1月23日死亡  
(二男) 桜田悠斗

（平成11年5月5日婚姻）  
平成13年3月5日出生  
(二男の長男)

昭和50年8月9日出生  
(二男の妻) 桜田結

## 別紙 3

相続放棄申述受理証明書		
被相続人	氏名	桜田誠
	本籍	埼玉県所沢市向陽町2120番地
申述人	氏名	桜田大智
	本籍	埼玉県所沢市久米1472番地
	事件番号	令和7年(家)第123号
申述を受理した日		令和7年1月14日

上記のとおりであることを証明する。

令和7年3月15日

さいたま家庭裁判所川越支部

裁判所書記官 東 翔 太

登記の目的	所有権移転
原因	令和 6 年 11 月 22 日 桜田悠斗相続 令和 7 年 1 月 23 日 相続
相続人	(被相続人 桜田誠) 持分 2 分の 1 桜田結 2 分の 1 桜田大和
添付情報	登記原因証明情報 住所証明情報（桜田結及び桜田大和の住民票の写し） 代理権限証明情報（桜田結及び桜田大和の委任状）
課税価格	金 2,374 万 6,000 円
登録免許税額	金 9 万 4,900 円

別紙 2 より、令和 6 年 11 月 22 日に、甲土地の所有権登記名義人である桜田誠が死亡しており、桜田誠には妻の桜田愛並びに子の桜田大智及び桜田悠斗がいることが分かる。この点、桜田愛は桜田誠の死亡以前に死亡しており、別紙 3 より、桜田大智は桜田誠の相続につき相続放棄をしていることが分かる。よって、桜田誠の相続人は桜田悠斗のみとなる。その後、別紙 2 より、令和 7 年 1 月 23 日に、桜田誠の相続人である桜田悠斗が死亡しており、桜田悠斗には妻の桜田結及び子の桜田大和がいることが分かる。よって、桜田悠斗の相続人は桜田結及び桜田大和となる。

上記より、本問においては数次相続が発生していることとなるが、中間の相続が単独相続であるため、直接桜田結及び桜田大和への相続を原因とする所有権移転登記を申請することができる。

以上より、令和 7 年 3 月 15 日に、甲土地について、「令和 6 年 11 月 22 日 桜田悠斗相続  
令和 7 年 1 月 23 日 相続」を原因とする「所有権移転」登記を申請することとなる。

【図表1 中間の相続登記の省略（圧縮）の可否の具体例】（注）

	典型例	事後的に中間相続が単独相続	中間が共同相続の場合
事例	甲 (①死亡) └─乙 (②死亡) └─A B	甲 (①死亡) └─(②死亡)乙 └─A B └─丙 (特別受益)	甲 (①死亡) └─(②死亡)乙 └─A B └─丙 (②死亡)
甲→A B 相続登記	○	○	×

(注) 数次の相続について最終の相続以外の相続が、(結果として) 単独相続である場合には、登記原因に数次の相続を併記し、直接現在の相続人名義へ登記することを認めている(昭 30.12.16 民甲 2670 号通達)。[28-24(ア), 令 4-21(ア)]

## 設問02. 14 実力8 ★

別紙1 甲土地の登記記録（課税標準：金5,108万2,376円）

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日	権利者その他の事項
2	所有権移転	平成8年8月8日 第8888号	原因 平成8年8月8日売買 所有者 東京都新宿区西新宿七 丁目7番7号 田中一郎

別紙2 乙建物の登記記録（課税標準：金3,054万2,162円）

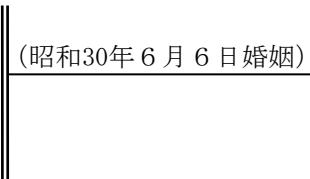
表題部（主である建物の表示）		調製	(省略)	不動産番号	(省略)
所在図番号		(省略)			
所在		新宿区西新宿七丁目7番地7		余白	
家屋番号		7番7		余白	
①種類		②構造	③床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付	
居宅		木造かわらぶき2階建	1階 80:00 2階 70:00	(省略)	
所有者		東京都新宿区西新宿七丁目7番7号 田中一郎			

## 【事実関係】

1 平成26年1月5日の午前中に、田中一郎、田中浩一、田中順二郎、田中千秋及び田中光子は交通事故に遭い、田中一郎、田中千秋及び田中光子は事故現場で即死した。また、田中浩一は同日午後、田中順二郎は平成26年1月12日に、搬送先の病院でそれぞれ死亡した。なお、田中一郎の相続関係は、別紙2の「相続関係説明図」のとおりである。

別紙 3

昭和8年8月8日出生  
平成26年1月5日  
推定午前10時15分死亡  
(被相続人) 田中一郎



昭和9年9月9日出生  
平成20年2月2日死亡  
(妻) 田中花子

昭和33年3月3日出生  
平成26年1月5日  
午後3時40分死亡  
(長男) 田中浩一

(昭和55年5月5日婚姻)

A vertical line with two parallel strokes at its top, representing a marriage. It connects the date "(昭和55年5月5日婚姻)" to the entry for 田中千秋.

昭和35年5月5日出生  
平成26年1月5日  
推定午前10時15分死亡  
(妻) 田中千秋

昭和34年4月4日出生  
平成26年1月12日死亡  
(二男) 田中順二郎

(昭和58年8月8日婚姻)

A vertical line with two parallel strokes at its top, representing a marriage. It connects the date "(昭和58年8月8日婚姻)" to the entry for 田中光子.

昭和36年6月6日出生  
平成26年1月5日  
推定午前10時15分死亡  
(妻) 田中光子

## 甲土地 1 件目

登記の目的	所有権移転
原因	平成 26 年 1 月 5 日相続
相続人	(被相続人 田中一郎) 持分 2 分の 1 亡田中浩一 2 分の 1 亡田中順二郎
添付情報	登記原因証明情報 住所証明情報 (田中浩一及び田中順二郎の住民票の除票の写し) 代理権限証明情報 (田中弘及び田中雄太の委任状) 相続証明情報 (田中浩一及び田中順二郎の戸 (除) 籍謄本, 田中弘及び田中雄太の戸籍謄 (抄) 本)
課税価格	金 5,108 万 2,000 円
登録免許税	金 20 万 4,300 円

## 甲土地 2 件目

登記の目的	田中浩一持分全部移転
原因	平成 26 年 1 月 5 日相続
相続人	(被相続人 田中浩一) 持分 2 分の 1 田中弘
添付情報	登記原因証明情報 住所証明情報 (田中弘の住民票の写し) 代理権限証明情報 (田中弘の委任状)
課税価格	移転した持分の価格 金 2,554 万 1,000 円
登録免許税	金 10 万 2,100 円

## 甲土地 3 件目

登記の目的	田中順二郎持分全部移転
原因	平成 26 年 1 月 12 日相続
相続人	(被相続人 田中順二郎) 持分 2 分の 1 田中雄太
添付情報	登記原因証明情報 住所証明情報 (田中雄太の住民票の写し) 代理権限証明情報 (田中雄太の委任状)
課税価格	移転した持分の価格 金 2,554 万 1,000 円
登録免許税	金 10 万 2,100 円

## 乙建物

登記の目的	所有権保存
所有者	(被相続人 田中一郎) (上記相続人 田中浩一) 持分 2 分の 1 田中弘 (被相続人 田中一郎) (上記相続人 田中順二郎) 2 分の 1 田中雄太
添付情報	住所証明情報(田中弘及び田中雄太の住民票の写し) 代理権限証明情報(田中弘及び田中雄太の委任状) 相続証明情報(田中一郎, 田中花子, 田中浩一, 田中順二郎, 田中千秋 及び田中光子の戸(除) 簿謄本, 田中弘及び田中雄太の戸籍謄(抄) 本)
平成 26 年 6 月 25 日法 74 条 1 項 1 号申請	
課税価格	金 3,054 万 2,000 円
登録免許税	金 12 万 2,100 円

本問では、【事実関係】1及び別紙4より、平成26年1月5日午前、甲土地の所有権登記名義人であり、乙建物の表題部所有者である田中一郎が死亡しており、次いで平成26年1月5日午後、田中一郎の子である田中浩一、さらに、平成26年1月12日、同じく田中一郎の子である田中順二郎が死亡していることが分かり、各人の法定相続人は以下のとおりとなる。

\*被相続人田中一郎の法定相続人の検討

- ・配偶者田中花子（平成20年2月2日死亡）は、田中一郎の死亡（平成26年1月5日）以前に死亡しているため相続人とならない。

→よって、田中一郎の相続人は、子の田中浩一及び田中順二郎である。

\*被相続人田中浩一の法定相続人の検討

- ・配偶者田中千秋（平成26年1月5日推定午前10時15分死亡）は、田中浩一の死亡（同日午後3時40分）以前に死亡しているため相続人とならない。

→よって、田中浩一の相続人は、子の田中弘である。

\*被相続人田中順二郎の法定相続人の検討

- ・配偶者田中光子（平成26年1月5日死亡）は、田中順二郎の死亡（平成26年1月12日）以前に死亡しているため相続人とならない。

→よって、田中順二郎の相続人は、子の田中雄太である。

また、本問では、別紙1及び2より、田中一郎の相続開始後、甲土地及び乙建物について当該相続による登記が未了であることが分かる。よって、数次相続の場合の登記手続により申請することとなる。

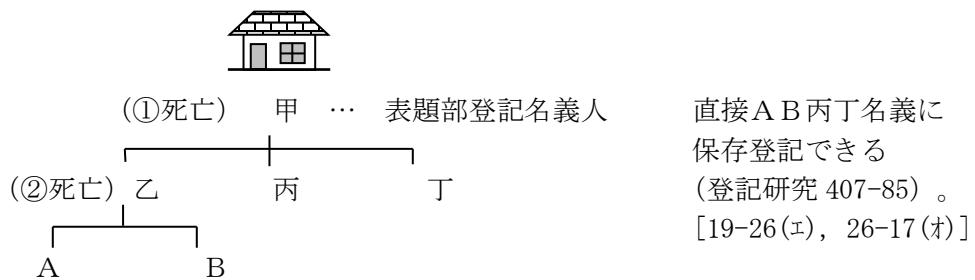
乙建物は、表題部所有者として田中一郎が登記されているが、いまだ権利に関する登記はされていない。この点、所有権保存登記については、数次相続の中間の相続が単独相続であるか否かにかかわらず、直接現在の相続人名義で所有権保存登記を申請することができるため、田中弘及び田中雄太を共有者とする所有権保存登記を申請する（不登74条1項1号）。

また、甲土地については、所有権登記名義人として田中一郎が登記されているため、相続による所有権移転登記を申請する。

本問では、中間の相続が田中浩一及び田中順二郎による共同相続であるため、中間者の相続登記を省略することはできず、まず、中間者である田中浩一及び田中順二郎名義に相続登記を申請し、その後、各持分につき相続登記を申請する必要がある。

したがって、平成26年6月25日に、乙建物については「所有権保存」登記を申請し、甲土地については、まず「平成26年1月5日相続」を原因として「所有権移転」登記、次いで「平成26年1月5日相続」を原因として「田中浩一持分全部移転」登記、さらに「平成26年1月12日相続」を原因として「田中順二郎持分全部移転」登記を申請する。

<数次相続と所有権保存>



## 設問03. 平成31年 ★★

(事実関係)

- 1 令和5年12月18日、Aは死亡した。Aの相続人は、妻Bと、子Cのみである。
- 2 令和6年1月20日、Bは死亡した。Bの相続人は、子Cのみである。
- 3 AもBも遺言書は残しておらず、遺産分割の協議を行ったこともない。また、BはAの特別受益者には該当しない。
- 4 甲区分建物乙区1番で登記されている抵当権は、下記解除証書のとおり、Aの死後に解除されているが、未だ登記がなされていない。法務太郎は、この抵当権についても必要な登記の申請代理を依頼されている。
- 5 甲区分建物の課税標準の額は金1,000万円であり、「東京都千代田区麹町一丁目1999番地」の土地の課税標準の額は金5,000万円である。
- 6 登記の申請は、権利部（甲区）に関する登記を権利部（乙区）に関する登記に先行して申請するものとする

## 解除証書

当欄には、抵当権設定者の住所及び氏名  
又は名称が記されているものとする 殿

令和5年6月2日付け抵当権設定契約により後記の不動産に設定した抵当権（令和5年6月2日東京法務局受付5000号登記済）は、弁済により解除します。

登記原因及びその日付

令和5年

12月25日弁済

令和7年7月12日

【本店省略】  
株式会社XYZ銀行  
代表取締役 【省略】印

不動産の表示

当欄には、甲区分建物が記載されているものとする。

## 【甲区分建物の登記記録の記録の抜粋】

専有部分の家屋番号		1999-1 ~ 1999-10			
表題部（一棟の建物の表示）		調製	平成9年5月3日	所在図番号	余白
所在	千代田区麹町一丁目 1999番地			余白	
建物の名称	リーガルハイツ麹町			余白	
① 構造	② 床面積		原因及びその日付[登記の日付]		
鉄骨鉄筋コンクリート造ル ーフィングぶき4階建	(省略)		余白		
表題部（敷地権の目的である土地の表示）					
①土地の符号	②所在及び地番	③地目	④地積 m <sup>2</sup>	登記の日付	
1	千代田区麹町一丁目1999番地	宅地	340   50	平成9年5月3日	

表題部（専有部分の建物の表示）			不動産番号	【省略】	
家屋番号 麹町一丁目 1999番の5			余白		
建物の名称 301			余白		
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付[登記の日付]		
居宅	鉄骨鉄筋コンク リート造1階建	3階部分 72   00	平成9年5月3日新築		
表題部（敷地権の表示）					
①土地の符号	②敷地権の種類	③敷地権の割合	原因及びその日付[登記の日付]		
1	所有権	50分の1	平成9年5月3日敷地権 [平成9年5月3日]		

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成9年5月3日 11111号	原因 平成9年5月3日売買 所有者 （住所省略） A

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	令和5年6月2日 第5000号	原因 令和5年6月2日金銭消費貸 借同日設定 債権額 金700万円 利息 年4.5%（年365日日割計算） 損害金 年14.5%（年365日日割計 算） 債務者 （住所省略） C 抵当権者 （住所省略） 株式会社X Y Z銀行

## &lt;解答例&gt;

## 1 件目

登記の目的	所有権移転	
原因	令和5年12月18日相続	
相続人	(被相続人 A)	
	持分2分の1 亡B	
	上記相続人 C	
	2分の1 C	※1
添付情報	登記原因証明情報 (A及びBの戸(除)籍謄本、Cの戸籍謄(抄)本) 相続証明情報 (Bの戸(除)籍謄本及びCの戸籍謄(抄)本) 住所証明情報 (Bの住民票の除票の写し及びCの住民票の写し) 代理権限証明情報 (Cの委任状)	
課税価格	金1,100万円	※2
登録免許税	金4万4,000円	※3

※1 登記権利者となる者について相続があったときは、その相続人全員又はその一部の者が一般承継人として申請することとなる（不登62条）。  
を提供する。

※2 建物については、「甲区分建物の価額」、敷地権については、「敷地権の目的である土地の価額」に敷地権の割合を乗じた額となる（登録税10Ⅱ）。よって、金1,000万円 + (金5,000万円 × 50分の1) = 金1,000万円 + 金100万円 = 金1,100万円となる。

※3 課税価格に「1,000分の4」（登録税別表1.1.(2)イ）を乗じた額である。

## 2 件目

登記の目的	B持分全部移転	
原因	令和6年1月20日相続	
相続人	(被相続人 B)	
	持分2分の1 C	
添付情報	登記原因証明情報 住所証明情報 (Cの住民票の写し) 代理権限証明情報 (Cの委任状)	
課税価格	移転した持分の価額 金550万円	※1
登録免許税	金2万2,000円	※2

※1 建物については、「甲区分建物の価額」に移転する持分の割合を乗じた額、敷地権については、「敷地権の目的である土地の価額」に敷地権の割合及び移転する持分の割合を乗じた額となる（登録税10Ⅱ）。よって、(金1,000万円 × 2分の1) + (金5,000万円 × 50分の1 × 2分の1) = 金500万円 + 金50万円 = 金550万円となる。この場合、課税価格欄には、「移転した持分の価格 金○円」と記載するのが通例である。

※2 課税価格に「1,000分の4」（登録税別表1.1.(2)イ）を乗じた額である。

## 3件目

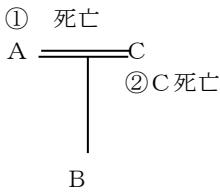
登記の目的 1番抵当権抹消  
 原因 令和5年12月25日弁済 ※1  
 権利者 C  
 義務者 株式会社XYZ銀行  
 (会社法人等番号 ××××-××-×××××)  
 代表取締役 ○○○○  
 添付情報 登記原因証明情報  
 登記識別情報 (株式会社XYZ銀行の乙区1番の登記識別情報)  
 代理権限証明情報 (C及び株式会社XYZ銀行の委任状)  
 会社法人等番号  
 登録免許税 金2,000円

※1 被担保債権の全額の弁済がされた日を原因日付として「年月日弁済」と記載する。

## &lt;本問において必要な知識&gt;

- Aの死亡により、Aの配偶者BとABの子Cが共同相続人となったが、相続登記未了の間にBが死亡した場合、BCへの相続を原因とする所有権移転登記を行った上で、Bの持分についてCへの相続を原因とする持分全部移転登記を行うこととなる（登研758-171）。数次相続において、中間がBCの共同相続となっているため、中間の相続登記を省略することはできない。
- 解除証書という書類であっても、弁済により抵当権が消滅している場合、「年月日弁済」を原因とする抵当権抹消登記を申請する。

【図表2 いわゆる一人っ子相続】

	論点	結論
 ① 死亡 A ————— C   ② C死亡   B	(1) なすべき登記は [平31記述式]	1件目 A→B C移転 2件目 C→B 移転
	(2) Cが死亡する前、BC間で「所有者をBとする」協議が成立していた(協議書は作成していない)場合のなすべき登記は	1件 A→B 移転 (注1)
	(3) (2)の場合、遺産分割協議書を作成するのは	B (注1)
	(4) Aが死亡し、Cが死亡した後に、Bのみで遺産分割協議をした場合のなすべき登記は	1件目 A→B C移転 2件目 C→B 移転

(注1) 遺産分割協議書が作成されていなくても協議は有効であり、またBは当該協議の内容を証明することができる唯一の相続人であるから、当該協議の内容を明記してBがCの死後に作成した遺産分割協議証明書は、登記原因証明情報としての適格性を有し、これがBの印鑑証明書とともに提供されたときは、相続による所有権移転登記の申請をすることができる。

(平28.3.2民二154号)

## 設問04. 20 実力 7 ★★

別紙1 甲土地（課税標準の額：金 1000 万円）

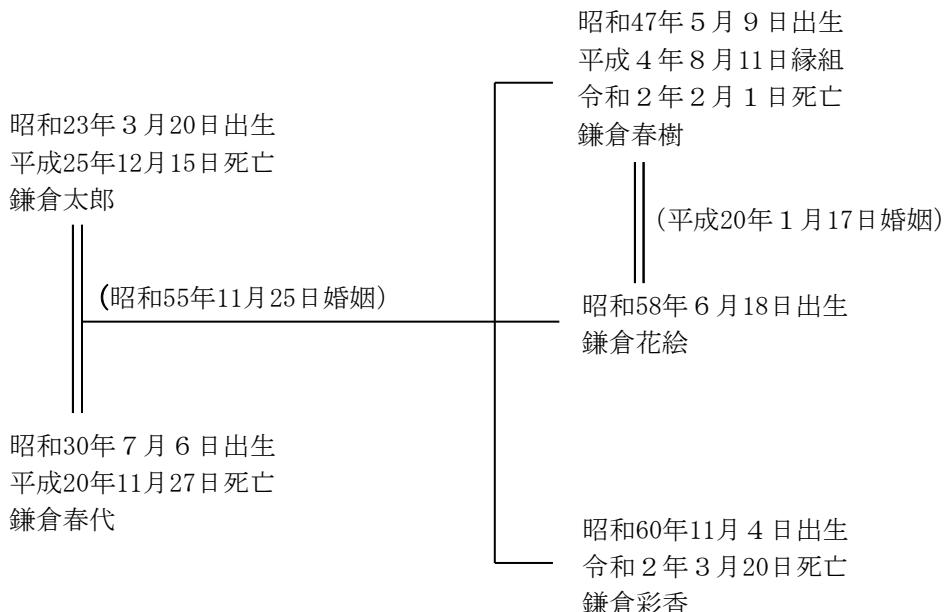
権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日	権利者その他の事項
3	所有権移転	平成24年5月31日 第6993号	原因 平成24年5月31日売買 所有者 埼玉県入間市豊岡三丁 目3番8号 鎌倉春樹

## 【事実関係】

- 1 令和2年2月1日、鎌倉春樹は死亡した。鎌倉春樹の親族関係は別紙2のとおりである。
- 2 令和2年3月20日、鎌倉彩香は死亡した。鎌倉彩香の親族関係は別紙2のとおりである。

別紙2

## 【鎌倉春樹・鎌倉彩香の親族関係】



<MEMO>

## 甲土地 1 件目

登記の目的	所有権移転
原因	令和 2 年 2 月 1 日相続
相続人	(被相続人 鎌倉春樹) 持分 4 分の 3 鎌倉花絵 (注) 4 分の 1 亡鎌倉彩香 上記相続人 鎌倉花絵
添付情報	登記原因証明情報 住所証明情報 (鎌倉花絵の住民票の写し及び鎌倉彩香の住民票の除票の写し) 代理権限証明情報 (鎌倉花絵の委任状) 相続証明情報 (鎌倉彩香, 鎌倉太郎, 鎌倉春樹及び鎌倉春代の戸 (除) 簿謄本並びに鎌倉花絵の戸籍謄 (抄) 本)
課税価格	金 1,000 万円
登録免許税額	金 4 万円

(注) 養子縁組により被相続人との関係で配偶者であると同時に養兄弟姉妹という関係になる場合、配偶者としての相続分は取得するが、兄弟姉妹としての相続分は取得できない。

## 甲土地 2 件目

登記の目的	鎌倉彩香持分全部移転
原因	令和 2 年 3 月 20 日相続
相続人	(被相続人 鎌倉彩香) 持分 4 分の 1 鎌倉花絵
添付情報	登記原因証明情報 住所証明情報 (鎌倉花絵の住民票の写し) 代理権限証明情報 (鎌倉花絵の委任状)
課税価格	移転した持分の価格 金 250 万円
登録免許税額	金 1 万円

**【相続人の検討について】**

本問では、【事実関係】1及び別紙2より、令和2年2月1日、甲土地の所有者である鎌倉春樹が死亡しており、鎌倉春樹には、直系尊属（養親）である鎌倉太郎及び鎌倉春代、配偶者兼兄弟姉妹である鎌倉花絵並びに兄弟姉妹である鎌倉彩香がいるが、鎌倉太郎及び鎌倉春代はそれぞれ既に死亡している。

よって、鎌倉春樹の相続人は鎌倉花絵及び鎌倉彩香となる。ここで、鎌倉花絵は鎌倉春樹の配偶者兼兄弟姉妹であるが、この場合配偶者としての相続分のみ取得し、兄弟姉妹としての相続分は取得できない。したがって、鎌倉春樹の相続により、鎌倉花絵が4分の3、鎌倉彩香が4分の1甲土地の所有権を承継することとなる。

その後、【事実関係】2及び別紙2より、令和2年3月20日、鎌倉彩香が死亡しており、鎌倉彩香には、直系尊属である鎌倉太郎及び鎌倉春代並びに兄弟姉妹である鎌倉春樹及び鎌倉花絵がいることが分かるが、上述のとおり、鎌倉太郎、鎌倉春代及び鎌倉春樹は既に死亡している。よって、鎌倉彩香の相続人は鎌倉花絵のみとなり、鎌倉彩香の相続により、鎌倉花絵が甲土地の鎌倉彩香持分4分の1を承継することとなる。

**【登記手続について】**

上述のとおり、甲土地の所有権登記名義人である鎌倉春樹の相続開始後、相続登記未了の間に、相続人である鎌倉彩香が死亡しているが、中間の相続が単独でないため、中間者の相続登記を省略することはできない。よって、中間者名義に相続登記を申請した後に、現在の相続人名義に相続登記を申請することとなる。

したがって、令和2年4月23日に、甲土地について、まず「令和2年2月1日相続」を原因として「所有権移転」登記を申請し、次いで「令和2年3月20日相続」を原因として「鎌倉彩香持分全部移転」登記を申請する。

**論点編 商登法**

第1問 別紙③が登記できない理由を説明せよ（22公開模試2回）

別紙1

**【令和4年4月1日現在の株式会社太平洋海運の登記事項証明書の内容の抜粋】**

会社法人等番号	0100-01-11111
商号	株式会社太平洋海運
本店	東京都千代田区内神田一丁目1番1号
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成21年3月18日
目的	1. 内航海運業 2. 前号に附帯する一切の業務
発行可能株式総数	10万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3万株 各種の株式の数 第一種種類株式 2万株 第二種種類株式 1万株
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する。
資本金の額	金3億5,000万円
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	第一種種類株式 7万株 第二種種類株式 3万株 1. 剰余金の配当 剰余金については、第二種種類株式を有する株主に対し、第一種種類株式 を有する株主に先立ち、1株につき金500円の剰余金を支払う。
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社
会計参与設置会社に関 する事項	会計参与設置会社
監査役設置会社に に関する事項	監査役設置会社

## 別紙2

## 【令和4年2月22日開催の株式会社太平洋海運の臨時株主総会議事録の概要】

## 第1号議案 定款の一部変更の件

議長は、次のとおり定款の一部を変更したい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、出席株主全員が賛成し、可決確定した。

変更前	変更後
(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)	(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)
<p>第〇条 当会社の発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>第一種種類株式 7万株 第二種種類株式 3万株</p>	<p>第〇条 当会社の発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>第一種種類株式 7万株 第二種種類株式 3万株</p>
<p>2 当会社の発行する各種類の株式の内容については、次のとおりとする。</p> <p>1. 剰余金の配当</p> <p>剰余金については、第二種種類株式を有する株主に対し、第一種種類株式を有する株主に先立ち、1株につき金500円の剰余金を支払う。</p>	<p>2 当会社の発行する各種類の株式の内容については、次のとおりとする。</p> <p>1. 剰余金の配当</p> <p>剰余金については、第二種種類株式を有する株主に対し、第一種種類株式を有する株主に先立ち、1株につき金500円の剰余金を支払う。</p> <p>1. 第二種種類株式についての株主の取得請求権に関する定め</p> <p>第二種種類株式の株主は、当会社に対して第二種種類株式の取得を請求することができる。当会社は、第二種種類株式1株の取得と引換えに、第二種種類株式の株主に対して当会社の第一種種類株式を1株交付する。</p> <p>取得を請求することができる期間 令和4年6月1日から令和6年7月31日までとする。</p>
【新設】	

## 別紙3

## 【令和4年6月20日開催の株式会社太平洋海運の定時株主総会議事録の概要】

第1号議案 令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類承認の件  
(省略)

## 第2号議案 定款の一部変更の件

議長は、次のとおり定款の一部を変更したい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、三宅二郎及び南島三郎以外の株主全員が賛成し、可決確定した。

変更前	変更後
【新設】	(株式の譲渡制限) 第〇条 当会社の第一種種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。 2 取締役会が前項の承認をしない場合において、前項の承認を求める者が前項の承認にかかる株式を買い取ることを請求するときは、代表取締役は指定買取人を定めることができる。

## 別紙4

## 【司法書士法野太郎の聴取記録】

- 令和4年6月20日開催の定時株主総会で決議された株式の譲渡制限に関する規定の設定に関して、第一種種類株式の種類株主総会において、別途適法に決議され、賛成を得られている。また、会社法第116条第3項に規定されている通知は、適法にされている。

<MEMO>

## &lt;結論&gt;

本問の場合、株式の譲渡制限に関する規定を設定する旨の登記を申請することはできない。なぜなら、ある種類の株式を譲渡制限株式とする場合、当該種類の株式を取得対価とする取得請求権付株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の特殊決議が必要となるところ、当該種類株主総会の特殊決議が得られていないからである。

## &lt;必要な手続き及びチェック事項&gt;

設定決議	<b>1 決議権限</b>
	単一株式発行会社：株主総会 (特殊決議) 種類株式発行会社：株主総会 (特別決議)
	<b>2 決議内容</b>
	募集株式発行との競合はないか

↓

種類株主総会	種類株式発行会社の場合に必要となる（注）
--------	----------------------

↓

株券提供公告	現に株券を発行している株券発行会社においては株券提供公告が必要（会社 219 I ①） → 公告媒体は適法か・1か月以上の期間を設けているかを確認
--------	--

(注) 必要な種類総会決議

譲渡制限が付される株式の種類株主総会決議

譲渡制限が付される株式を対価としている取得請求権付株式の種類株主総会決議

譲渡制限が付される株式を対価としている取得条項付株式の種類株主総会決議

甲種類株式	乙種類株式 (取得請求権付) → 対価：甲種類	丙種類株式 (取得条項付) → 対価：甲種類
-------	----------------------------	---------------------------

**① 甲種類株式に譲渡制限を設定する場合      ② 甲種類株式に全部取得条項を設定する場合**

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| ・株主総会 → 特別決議         | ・株主総会 → 特別決議         |
| ・甲種類株式の種類株主総会 → 特殊決議 | ・甲種類株式の種類株主総会 → 特別決議 |
| ・乙種類株式の種類株主総会 → 特殊決議 | ・乙種類株式の種類株主総会 → 特別決議 |
| ・丙種類株式の種類株主総会 → 特殊決議 | ・丙種類株式の種類株主総会 → 特別決議 |

**③ 甲種類株式に取得条項を設定する場合**

- |                   |
|-------------------|
| ・株主総会 → 特別決議      |
| ・甲種類株式の株主 → 全員の同意 |

<最後に>

令和8年にどんな問題が出るのかを完全に予想したり、誰もが見たことがない画期的な解法を伝授したり、どんな問題にも対応できる“万能な力”を身につけたい——おそらく多くの方が、記述式講座に対してこうした期待を抱いているのではないでしようか。

ですが、正直に申し上げると、私にはそれを「完全に」お約束することはできません（もちろん、できる限り努力はします）。

なぜなら、記述式試験というのは、出題者のさじ加減ひとつで難易度が大きく変わってしまう性質を持っているからです。

だからこそ、特定の出題傾向に偏った“尖った学習”は、かえってリスクになることもあります。

では、私にできることは何か？

それは——皆さんに「自信」をつけてもらうことです。

この講座でしっかりと訓練を積む

- 答練や模試で実力を試す
- 解けるようになる
- 「やればできる」「自分は記述が書ける」という実感を得る

このプロセスを通じて、確かな自信を育てていきます。

本番の試験では、最終的には「自分を信じて立ち向かう力」がものを言います。

「いつもできないから不安...」という気持ちで臨むよりも、

「いつもできている。だから今回もきっとできる」という気持ちで挑んだ方が、良い結果につながるのは明らかです。

この講座の最大の目的は、

- 「まったくできない」「思いつきりやらかすという不安
- 「解けるようになった！」「しくじっても、立て直せる」
  - その自信をはぐくむことにあります。

このコンセプトに共感していただけた方は、ぜひ受講をご検討ください。



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2025 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan  
無断複製・無断転載等を禁じます。

SU25631